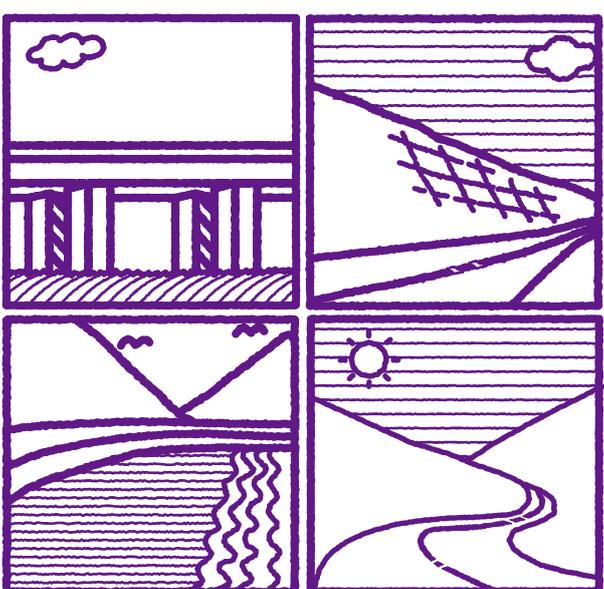


三重県景観計画

通知の手引き



目 次

1 通知が必要な行為及び規模	1
三重県景観計画区域図	4
2 景観形成基準	5
3 提出書類等	7
4 通知書記入例	10

【参考資料】

Q & A	24
公共施設等の色彩検討	31
用語の定義	33
条例・規則	35

1 通知が必要な行為及び規模

(1) 通知対象行為

三重県景観計画の区域（景観行政団体である 10市と熊野川流域景観計画区域を除いた三重県の全域：P4 参照）で、次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ通知が必要です。

それぞれの市の基準により通知が必要

規模によらず通知が必要

行為の区分		規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		高さ13mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
外観を変更することとなる修繕若しくは移転、増築、改築若しくは模様替又は色彩の変更	①煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含む。）その他これに類するもの	高さ13mを超えるもの
	②架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ30mを超えるもの
	③鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（②に掲げるものを除く。）	高さ13mを超えるもの
	④装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）	高さ13mを超えるもの
	⑤高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	高さ13mを超えるもの
	⑥擁壁、さく、塀	高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
	⑦ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さ13m を超えるもの
	⑧アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの	高さ13mを超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
	⑨自動車車庫の用途に供するもの	高さ13mを超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
	⑩汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	高さ13mを超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
	⑪①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、高さ13mを超えるもの（②に掲げるものにあっては30mを超えるもの）
	⑫太陽光発電施設（同一敷地、一団の土地若しくは同一水面に設置するもの又は建築物と一体となって設置されるもの。）	高さ13mを超えるもの（建築物と一体となって設置されるものにあっては、建築物上端から当該太陽光発電施設の上端までの高さが5mを超え、かつ、高さ13mを超えるもの）、又は、太陽電池モジュール（太陽光パネル）の合計面積が1,000㎡を超えるもの
開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く）		行為に伴い生じる法面の面積（擁壁部分を含む）の合計が3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生じる擁壁・法面が高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
土石の採取又は鉱物の掘採		行為に係る土地の面積3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生じる擁壁・のり面が高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		行為に係る土地の面積3,000㎡を超えるもの、又は、高さ5mを超えるもの

注：増築・改築等を行った後の全体の規模が、各欄に定める規模を超えている場合は、通知が必要です。

(2) 通知の対象外となる行為

次に掲げる行為については、「(1) 通知対象行為」に該当する場合であっても、通知の対象外となります。

○建築物、工作物、屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積

通知の対象外となる行為	根拠条項
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	景観法施行令第8条第1号
建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの又は外観を変更することとならないもの	三重県景観規則第6条第2項第10号
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの	三重県景観規則第6条第2項第11号
仮設の建築物の建築等	三重県景観づくり条例第8条第3項第1号
工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10㎡以下のもの	三重県景観規則第6条第2項第12号
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの	三重県景観規則第6条第2項第13号
仮設の工作物の建設等	景観法施行令第8条第2号
存続期間が90日を超えない屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	三重県景観づくり条例第8条第3項第2号

○法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為等

通知の対象外となる許可・認可・通知を受けた行為	根拠条項
文化財保護法第43条第1項、第125条第1項、第81条第1項、第167条第1項第6号、第168条第1項第1号、文化財保護法施行令第4条第2項、第5項	景観法施行令第10条第3号
屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置	景観法施行令第10条第4号
森林法第10条の2第1項、第34条第2項	三重県景観規則第5条第1号
自然公園法第10条第1～第3項、第16条第1～第3項、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項、第68条第1項	三重県景観規則第5条第2号
砂利採取法第16条の認可を受け、河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可（一時的な利用に限る。）	三重県景観規則第5条第3号
三重県立自然公園条例第9条第1～3項、第16条第4項	三重県景観規則第5条第4号
市町の条例で定める風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第3条第1～3項	三重県景観規則第5条第5号
尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条	三重県景観規則第5条第6号
熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条	三重県景観規則第5条第7号
大紀町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条	三重県景観規則第5条第8号
紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第9条、第10条	三重県景観規則第5条第9号
御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条	三重県景観規則第5条第10号

○非常災害のため必要な応急措置として行う行為（景観法第16条第7項第2号）

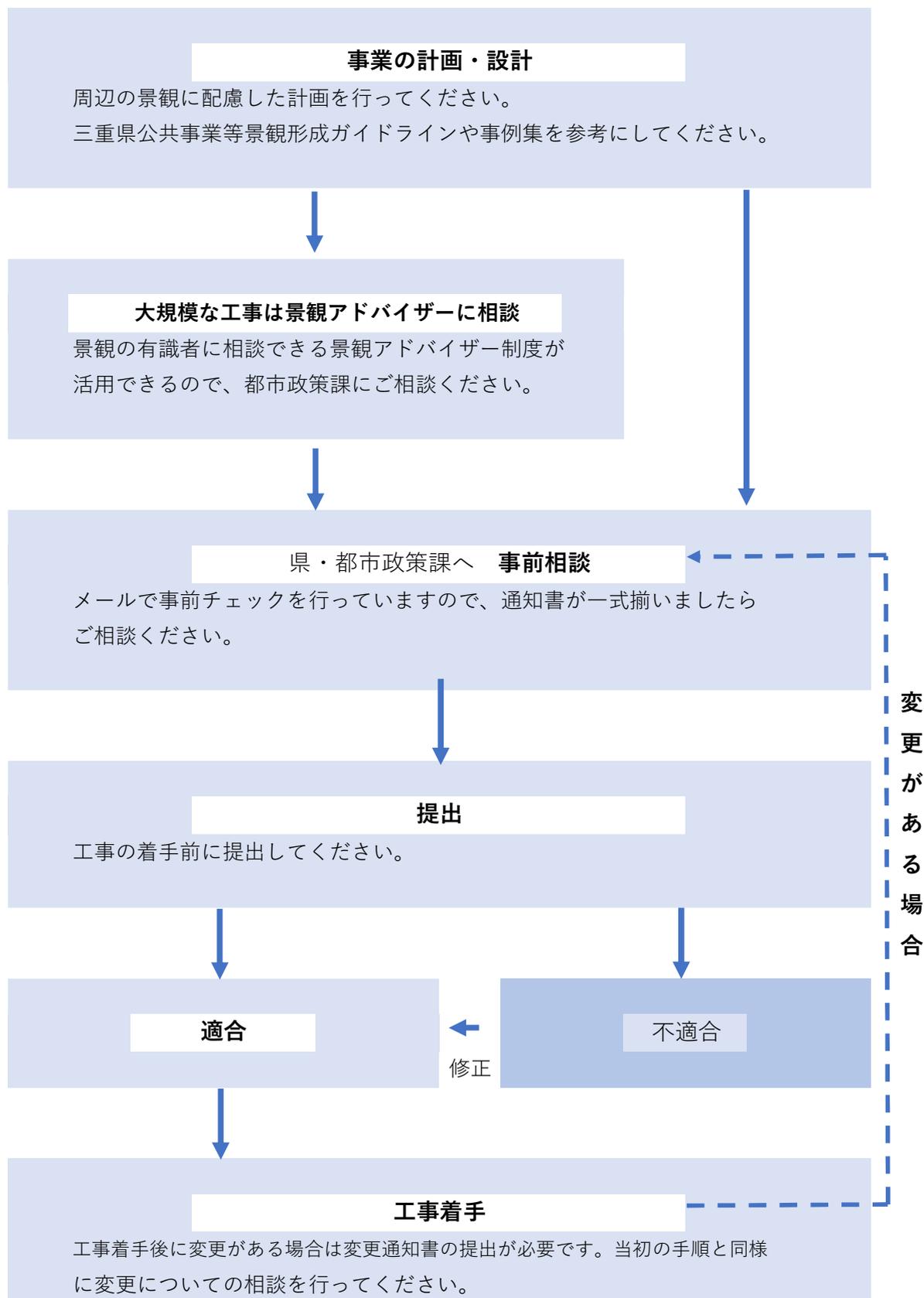
○法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（景観法施行令第8条第4号イ）

○その他景観法第16条第7項に掲げる行為

○「三重県景観計画に基づく公共事業等に係る通知取扱要綱」第6条各号及び附則2項に掲げる行為（三重県景観規則第7条第2項）

(3) 通知の流れ

三重県景観計画に係る通知（景観法第 16 条第 1 項又は 2 項）の流れは、次のとおりです。



景観形成基準

景観形成基準は、景観に影響を与えることが予想される行為が、周辺の景観と調和したものとなるよう、次のとおり定めています。（三重県景観計画 別記1）

なお、この景観形成基準は、全ての項目が、一律に適用されるものではなく、行為の計画地（以下「行為地」という。）における景観の現状により、適用される項目や内容が異なることがあります。

このため、景観形成基準の適用に際しては、自然的景観、歴史・文化的景観、社会・経済的景観、眺望景観といった行為地の景観の現状を十分把握しておく必要があります。

区 分		基 準
(1) 共通的事項		
		① 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること。 ② 行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう配慮すること。 ③ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること。
(2) 個別的事項		
① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは模様替又は色彩の変更 ② 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 配置及び規模	a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。 b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。 c) 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。 d) 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 e) 行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 f) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。 g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。
	イ 形態及び外観	a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。 b) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。 c) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。 d) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。 e) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。 f) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。 g) 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。

三重県公共事業等景観形成ガイドライン及び事例集を参照

区 分		基 準
①建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは模様替又は色彩の変更	ウ 色 彩	a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。 b) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。
	エ 素 材	a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。 c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。 d) 歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。
	オ 緑 化	a) 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。 b) 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。 c) 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。
	カ その他	a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。 b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。 c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。
②開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等）	ア できる限り現況の地形を活かし、長大なり面又は擁壁が生じないようにすること。 イ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 ウ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。	
③土石の採取又は鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）	ア 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。 イ 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。	
④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法）	ア できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。 イ 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。 ウ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	

※ 景観形成基準の詳細については、「三重県景観計画解説書 行為の制限に関する基準解説書」をご参照ください。

3 提出書類等

(1) 提出書類

①景観計画区域内における行為の通知書（三重県景観規則様式第3号）又は景観計画区域内における行為の変更通知書（三重県景観規則様式第2号）

②次の表に掲げる図書

建築物・工作物	
景観形成基準チェックシート (景観法施行規則第1条第2項第3号)	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容
付近見取図(1/2,500以上) (景観法施行規則第1条第2項第1号イ)	ア 縮尺 イ 方位 ウ 道路、公園等の公共施設 エ 目標となる地物 オ 行為地の位置
配置図(1/100以上)※ (景観法施行規則第1条第2項第1号ハ)	ア 縮尺 イ 方位 ウ 行為地の形状及び寸法 エ 通知に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 オ 隣接する道路の位置及び幅員 カ 植栽、樹木等の位置、種類及び高さ キ 外構施設の位置、材料及び面積 ク 現況写真の撮影位置及び撮影方向
立面図(1/50以上)※ (景観法施行規則第1条第2項第1号ニ)	ア 縮尺 イ 各面の方位及び寸法 ウ 開口部、建築設備、軒等の位置及び形状 エ 屋根、壁面等の仕上げ(素材及び色彩(マンセル表色系等による表示))
現況写真 (景観法施行規則第1条第2項第1号ロ)	行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所を赤線等で示すこと)
予測結果調書 (景観法施行規則第1条第2項第3号)	太陽光発電施設の設置に伴う景観への影響の程度及び景観への影響をできるかぎり回避・低減することを目的として検討した対策等の内容
フォトモンタージュ	主要な視点場や、景観への影響が想定される地点(任意)から行為地方向に撮影した写真に太陽光発電施設を合成したもの

開発行為・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更

景観形成基準チェックシート (景観法施行規則第1条第2項第3号、三重県景観規則第4条第6号)	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容
付近見取図 (1/2,500以上) (景観法施行規則第1条第2項第2号イ、三重県景観規則第4条第1号)	ア 縮尺 イ 方位 ウ 道路、公園等の公共施設 エ 目標となる地物 オ 行為地の位置
現況平面図 (計画平面図と縮尺を合わせる) (景観法施行規則第1条第2項第2号イ、三重県景観規則第4条第1号)	ア 縮尺 イ 方位 ウ 行為地の区域 エ 周辺の土地利用の現況及び地形 オ 隣接する道路の位置及び幅員 カ 断面図に係る断面の位置及び方向 キ 現況写真の撮影位置及び撮影方向
計画平面図 (1/100以上) ※ (景観法施行規則第1条第2項第2号ハ、三重県景観規則第4条第3号、同条第4号イ・ロ)	ア 縮尺 イ 方位 ウ 断面図に係る断面の位置及び方向 エ 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 オ 行為後に設置する構造物等の位置、種類及び規模 カ 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 (土石の採取又は鉱物の掘採の場合のみ)
断面図 (1/100以上) ※ (景観法施行規則第1条第2項第2号ハ、三重県景観規則第4条第3号、同条第4号イ・ロ)	ア 縮尺 イ 行為の実施前後における行為地の縦断面及び横断面
現況写真 (景観法施行規則第1条第2項第2号ロ、三重県景観規則第4条第2号)	行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所を赤線等で示すこと)

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

景観形成基準チェックシート (三重県景観規則第4条第6号)	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容
付近見取図 (1/2,500以上) (三重県景観規則第4条第1号)	ア 縮尺 イ 方位 ウ 道路、公園等の公共施設 エ 目標となる地物 オ 行為地の位置

<p>配置図 (1/100以上) ※ (三重県景観規則第4条第5号)</p>	<p>ア 縮尺 イ 方位 ウ 行為地の形状及び寸法 エ 隣接する道路の位置及び幅員 オ 堆積する物件の位置、種類及び規模 カ 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 キ 現況写真の撮影位置及び撮影方向</p>
<p>現況写真 (三重県景観規則第4条第2号)</p>	<p>行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所を赤線等で示すこと)</p>

※ 行為の規模が大きいため定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、適切な縮尺の図面としてください。

(2) 提出先及び提出部数

都市政策課に2部(正本1部、副本1部)提出してください。

4 通知書記入例

様式第3号(第9条関係)

(表)

景観計画区域内における行為の通知書

〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 あて

通知者 住所 三重県〇〇市〇〇・・・

名称 〇〇県/市/町

職氏名 三重県知事/〇〇市長/町長
〇〇 〇〇

(1)~(5)に〇印

ア~カに〇印

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更
		用途 (学校、庁舎等)	
	(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更	
		種類 (擁壁、太陽光発電設備等)	
		目的	※(3)~(5)の場合のみ記入
〇〇〇〇道路改良工事	} 工事名や 事業名を記入		
〇〇〇〇治山事業			
(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為			
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
行為の場所		三重県〇〇市〇〇町〇〇・・・	
行為の着手予定年月日		〇〇年 〇〇月〇〇日	行為の完了予定年月日 〇〇年 〇〇月〇〇日
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇・・・ 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇	
	事務所等、課(室)名及び担当者名	事務所等、課(室)名 担当者名 〇〇〇〇事務所 〇〇	
※受付欄	※処理欄		通知の提出を業者にて委託する場合は委任状と整合させてください。

(規格A4)

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する図書を添付してください。
- 3 「通知者」は、国の機関又は地方公共団体等の住所、名称、代表者の職・氏名を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあつては用途(例：庁舎、病院、学校等)を、工作物にあつては種類(例：通信用の鉄塔、高架水槽、擁壁、さく、塀、処理施設等)を()内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、担当する者の所属する事務所等の所在地、電話番号、担当者の所属する事務所及び課(室)名、担当者名を記入してください。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

行為の内容 (建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更)

新築・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください)			通知部分	既存部分	合計
	敷地面積		○○○○㎡	㎡	○○○○㎡
	建築面積		○○○○㎡	㎡	○○○○㎡
	延べ面積		(○ 階) ○○○○㎡	(階) ㎡	(○ 階) ○○○○㎡
	高さ		○○m	m	○○m
	構造		○○造		
			通知部分		既存部分
	外部仕上げ	屋根	色彩	○○色 (マンセル値)	
			素材	○○	
		外壁	色彩	○○色 (マンセル値) ○○色 (マンセル値)	
素材			○○ ○○		
		通知部分		既存部分 ※	合計
敷地の緑化		緑地面積	○○○㎡	㎡	○○○㎡
樹種等		○○			
その他					
外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)	(対象建築物)		変更面積	変更後	変更前
	屋根	色彩	○○○○㎡	○○色 (マンセル値)	○○色 (マンセル値)
		素材	○○○○㎡	○○	○○
	外壁	色彩	○○○○㎡	○○色 (マンセル値)	○○色 (マンセル値)
		素材	○○○○㎡	○○	○○
	・外観面積 ○○○○㎡ ・建築面積 ○○○○㎡ ・延べ面積 ○○○○㎡ ・高さ ○○m ・構造 ○○造				
景観上配慮した事項 その他参考となる事項		景観形成基準チェックシート 1①~③に記入していただいた内容を参考に、要約したうえで記入してください。			

(裏)

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。()には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、通知部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。
(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 9 「その他」欄には、三重県景観計画の景観形成基準に定める「その他(屋外駐車場、夜間の照明等に関すること。)」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

該当行為に○印

（表）

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

工作物の種類		〇〇		
(三重県景観規則第6条第1項第〇号該当)				
新設・増築・改築・移転		通知部分	既存部分	合計
	敷地面積	〇〇〇〇m ²	m ²	〇〇〇〇m ²
	築造面積 (太陽電池モジュールの合計面積)	〇〇〇〇m ²	m ²	〇〇〇〇m ²
	高さ	〇〇(〇)m	()m	〇〇(〇)m
	構造	〇〇造	()内は建築物の上に設置する場合の建築物上端からの高さ	
仕上げ	色彩	通知部分		既存部分
		〇〇色(マンセル値)		
	素材	〇〇		
敷地の緑化		通知部分	既存部分	合計
	緑地面積	〇〇〇m ²	m ²	〇〇〇m ²
	樹種等	〇〇		
その他				
色彩の変更 (対象工作物) ・外観面積 〇〇〇 m ² ・築造面積 〇〇〇 m ² ・高さ 〇〇 m ・構造 〇〇造		変更面積	変更後	変更前
	色彩	〇〇〇m ²	〇〇色(マンセル値)	〇〇色(マンセル値)
	素材	〇〇〇m ²	〇〇	〇〇
景観上配慮した事項 その他参考となる事項		景観形成基準チェックシート1①～③に記入していただいた内容を参考に、要約したうえで記入してください。		

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）には、三重県景観規則第6条第1項に該当する規則の番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積（太陽電池モジュールの合計面積）」欄には、当該工作物の水平投影面積（太陽光発電施設の場合は、設置する太陽電池モジュールの合計面積）を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。
増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、通知部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。（例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

（表）

行為の内容 （開発行為、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積）

開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更	土地の面積 <u>〇〇〇〇</u> m ²	変更後の土地の形状	段差なし、北面〇m法面あり等 土地の段差及び砕料の状況等について記入
	のり法面又は擁壁の規模 高さ <u>〇〇</u> m 長さ <u>〇〇</u> m 勾配 <u>〇度</u>	のり法面の外観	コンクリート造L型擁壁、法面（30度）種子吹付等 法面や勾配の状況について具体的に記入
		緑化の方法	種子吹付等 具体的に記入
土石の採取・鉱物の掘採	土地の面積 <u>〇〇〇〇</u> m ²	採取又は掘採の位置・方法	前面道路から〇m離れた位置とした、道路沿いには樹木を残した等 公共空間から目立ちにくくするための位置及び方法について記入
	のり法面又は擁壁の規模 高さ <u>〇〇</u> m 長さ <u>〇〇</u> m 勾配 <u>〇度</u>	跡地の緑化の方法等	種子吹付、周辺の植生と同等のもので緑化を図る（約〇〇〇m ² ）等 跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及び法面の形状や行為地の周囲の地形に合わせる為の措置について記入
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	土地の面積 <u>〇〇〇〇</u> m ²	物件の種類	土砂、碎石等 種類について具体的に記入
	堆積又は貯蔵の高さ 高さ <u>〇〇</u> m	堆積又は貯蔵の位置・方法 遮蔽の方法	煩雑にならないよう〇mごとに段を設ける等 整然とした堆積又は貯蔵するための措置を記入 道路沿いには樹木を残す等 公共空間から行為地を遮蔽するための措置について記入
景観上配慮した事項 その他参考となる事項	景観形成基準チェックシート1①～③に記入していただいた内容を参考に、要約したうえで記入してください。		

備考

- 1 「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「^{のり}法面等の外観」欄には、^{のり}法面又は擁壁の^{こう}勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 「土石の採取・鉱物の掘採」欄
 - (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及び法面の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
- 3 「屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の^{たい}堆積」欄
 - (1) 「物件の種類」欄には、^{たい}堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
 - (2) 「^{たい}堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした^{たい}堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
- 4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 5 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

景観計画区域内における行為の変更通知書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

三重県知事 へ

通知者 住所 三重県〇〇市〇〇町〇〇・・・
名称 〇〇県/市/町
職氏名 三重県知事/〇〇市長/町長
〇〇 〇〇

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

1 景観計画区域内における行為の通知書の文書番号、日付及び行為の目的（対象事業の名称）
〇〇年 〇〇月 〇〇日 県土第〇〇-〇号の〇〇
2 行為の場所
三重県〇〇市〇〇町〇〇・・・
3 設計又は施行方法の変更の概要
[変更前] 外壁色：〇〇色（マンセル値） 法面種子吹付
[変更後] 外壁色：〇〇色（マンセル値） コンクリートL型擁壁
対比となるように
4 変更理由
〇〇〇〇のため

※ 設計又は施行方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。

事務担当

連絡先

（規格 A4）

景観形成基準チェックシート

「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は三重県景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名		三重県知事/〇〇市長/町長 〇〇 〇〇		
行為の場所		三重県〇〇市〇〇町〇丁目〇・・・		
周辺景観の特性		<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地の周囲にはスギ林が広がっている。〇〇展望台から、〇〇山への眺望の中間点に位置する。 ・ 低層住宅地と古くからの集落との境界に位置し、敷地東側は、近年開発された住宅地となっており、敷地の西側には〇〇（景観資源）がある。 ・ 国道〇号沿いに位置し、道路沿いには、商業施設が建ち並んでいる。敷地の背後には、田園が広がっている。 ・ 都市計画区域内、自然公園区域外。 		
項目		基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 共通的事項		<p>① 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること。</p> <p>② 行為地を選定するときには、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう配慮すること。</p> <p>③ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の自然に調和するよう最大限緑化を行う。 ・ 伝統的な意匠を随所に採り入れ、周辺のまち並みと調和を図っている。 ・ 周辺の建築物と大きく異なる規模としている。 ・ 周辺には、〇〇展望台及び〇〇公園があるが、視点場から眺望する範囲に入っていない。 ・ 視点場からの眺望の範囲に入るが、特に眺望の妨げにはならない。 ・ 行為地内の複数の店舗間で、建築物の基調色を揃えている。 ・ 行為地内には複数の建築物はない。 	
2 個別的事項	① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは模様替又は色彩の変更、 ア 配置及び規模	a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路境界から壁面を後退し、周辺にゆとりを感じさせている。 ・ 周辺の建築物から突出しない高さとなっている。 	
		b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 〇〇橋から、〇〇山への眺望を阻害しないような高さとなっている。 ・ 〇〇道から山並みが見える高さにしている。 ・ 〇〇展望台からの眺望の範囲に入らない。 	
		c) 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稜線を乱さないように尾根から下げて配置している。 ・ 稜線を乱さないように高さを低くしている。 	
		d) 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の樹木より高さを低くしている。 ・ できる限り樹林から出る高さを抑えている。しかし、〇m程度見えてしまうため、目立たないようその部分を〇色としている。 	
		e) 行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の〇〇から離して、配置している。 ・ 〇〇街道から見えない位置に配置している。 	

項	目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
2	① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 配置及び規模	f) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあつては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する建築物と壁面の位置をそろえている。 隣接する建築物の壁面の位置とそろえた木塀を設置している。 	
			g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界から〇m後退して配置している。 道路境界から〇m後退して、その部分を緑化している。 〇階以上の部分の壁面を後退し、歩行者等への圧迫感を軽減している。 	
		イ 形態及び外観	a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 両隣の建築物と屋根の高さ・勾配をそろえている。 不必要な飾りをなくし、建築物全体をすっきりとさせている。 	
			b) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観に調和するように勾配屋根を採用している。 〇〇展望台から、海への眺望を阻害しないようすっきりとした形態としている。 	
			c) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> 屋上の設備をルーバーで囲っている。 設備配管を建築物の外壁色と類似した色としている。 	
			d) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> ベランダの形状、素材を建築物本体とそろえている。 屋外階段を建築物と一体のデザインとしている。 	
			e) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 周辺と同様の築地塀を設けている。 周辺の建築物と同じ形状の庇を設けている。 	
			f) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> 壁面の形状に変化を持たせて、圧迫感を軽減している。 無窓の長大な壁面が続かないように開口部を設けている。 	
		ウ 色彩	g) 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。	<ul style="list-style-type: none"> 通り沿いの1階を店舗とするとともに、開口部を多く設けている。 通り側にオープンスペースに、ベンチを設置している。 	
			a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 街区内で統一的使用されている淡いベージュを使用している。 自然景観の中で目立たないように濃い茶色を使用している。 	
		b) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> 会社のシンボルカラー（〇〇）を建築物全体に使用せずに、アクセント的にラインを入れている。 使用する部分を小さくしている。 		

項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
2 個別的事項	① 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 エ 素材	a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する建築物に使われている〇〇石仕上げとしている。 金属面をつや消し加工し、反射を少なくしている。 	
		b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。	<ul style="list-style-type: none"> 壁面に〇〇材を使用している。 道路から玄関までのアプローチに〇〇材を使用している。 	
		c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> 壁面に〇〇材を使用している。 道路から玄関までのアプローチに〇〇材を使用している。 	
		d) 歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の家屋と同じ板張りとしている。 〇〇（文化財）と同じ日本瓦葺きとしている。 	
	オ 緑化	a) 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内空地の〇%を植栽帯とし、緑化を図っている。 〇〇、〇〇（樹種）を中心に〇種類の樹木、〇種類の草本を使用し、変化のある植栽としている。 	
		b) 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 周辺で多く使われる〇〇（樹種）による垣根を設けている。 	
		c) 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。	<ul style="list-style-type: none"> 行為地内にある樹齢〇年の古木を残せるような建築物の配置としている。 〇〇の樹木を道路側に移植し、沿道に潤いを持たせている。 	
	カ その他	a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の入口、出口を各1箇所とし、他の部分を〇〇（樹種）の生垣で囲っている。 場内に植栽帯を〇箇所設けている。 	
		b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> 敷地外に光が散乱しないように、照明の方向を調整している。 照明を低い位置に設けている。 	
		c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。	<ul style="list-style-type: none"> 既存の建築物の外壁を今回建築する建築物と同一の色に塗り替える。 既存の建築物の陸屋根を、周辺と同様の勾配屋根とする。 	

項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
2 個別的事項	② 更（土石の採取又は土地の開墾又は土地の形質の変） （変更後の土地の形状、修景、緑化等）	ア できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。	・ 擁壁の使用を極力減らし、高低差をのり面で処理している。	
	イ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。	・ 技術基準の勾配〇〇より緩い〇〇としている。 ・ のり面を、〇〇、〇〇（草本種）により緑化している。		
	ウ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。	・ 行為地内にある樹齢〇年の古木を残せるような土地の利用計画としている。 ・ 〇〇の樹木を道路側に移植し、沿道に潤いを持たせている。		
化等）	③ 土石の採取又は鉢物の掘採の方法、採取等後の緑	ア 土石の採取又は鉢物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。	・ 道路から目立ちにくい位置で採取を行う。 ・ 採取地周辺を塀で囲い、採取によるのり面を見通しにくくしている。	
	イ 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。	・ 採取時期により、採取地を〇回に分けて、終了した順に緑化する。 ・ 採取地に自生していた植物を、一時的に別の場所へ移植し、それらを行為後にもとの場所へ戻す。		
件）	④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物の堆積、貯蔵の方法及び遮へい方法	ア できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。	・ 道路から離れた位置に集積する。 ・ 集積する位置を建築物の背後とする。	
	イ 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	・ できる限り積み上げる高さを低くしている。 ・ 集積物を規則的に並べる。		
	ウ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	・ 周囲に塀を設けるとともに、塀の前面に〇〇（樹種）の植栽を設ける。 ・ 出入口を最小限とする。		

(参考様式) ※設計事務所やコンサルタントに手続きを委任する場合

委 任 状

会社名のみではなく代理人の名前まで
届出書の表紙の連絡先と同一

代理人

氏 名

株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇

住 所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇・・・

連絡先(電話番号)

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任
します。

記

業務名

(行為の場所) 三重県〇〇市〇〇町〇〇・・・における

(行為の名称) 〇〇〇〇工事に関する

- ・ 三重県景観計画に係る景観法第 16 条の規定による届出に関する業務
- ・ その他これに付随する業務

〇〇年 〇〇月 〇〇日

委任者

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇・・・

氏名 〇〇県/市/町

三重県知事/〇〇市長/町長 〇〇 〇〇

押印必要です

Q&A

通知対象区域		
1-1	三重県景観計画区域内のA町と、景観行政団体になっているB市にまたがって行う事業の場合、県とB市の両方に通知が必要か。	県へはA町の区域について通知が必要です。B市へはB市の景観計画に従い通知が必要です。
1-2	三重県景観計画区域内のA町と、景観行政団体になっているB市にまたがって行う事業の場合、通知対象規模は、全体の規模で判断するのか。	それぞれの景観区域内の規模ごとに判断してください。
1-3	他県にまたがる事業の場合、通知対象となる規模は、全体の規模で判断するのか。	それぞれの景観区域内の規模ごとに判断してください。
通知対象区域		
2-1	事業完了までに数年を要する場合、変更等が発生しなければ、当初1回の通知のみでよいか。	変更がない場合、当初の1回の通知でかまいません。
2-2	当初計画では通知が必要な事業でなかったが、着工後、変更により通知が必要な事業となった場合、変更通知が必要か。	変更通知書ではなく、変更が生じた段階で通知書の提出が必要です。
2-3	通知書を提出した事業で、変更が生じ、通知が不要となった場合も変更通知書の提出が必要か。	変更通知書の提出は不要です。
2-4	小規模な工事毎に実施する事業の場合、1箇所の規模（工事発注単位規模）が対象規模以下であれば、通知は不要か。	通知対象事業かどうかは全体計画で考えます。
2-5	次の構造物は通知対象となるのか。 1. ダム【砂防ダム（堰堤）、治山ダム等】 2. 樋門 3. 橋梁【橋台、橋脚含む】	いずれの構造物も、規則で定める通知が必要な工作物ではないため、通知は不要です。ただし、当該事業の施行に伴い通知が必要な行為が発生する場合（土地の形質の変更等）は、通知が必要です。
2-6	橋台と連続している擁壁は通知の対象か。	擁壁のみ通知の対象です。
2-7	河川の護岸、砂防の渓流保全工による護岸は通知が必要か。	河川や砂防の護岸擁壁は、規則で定める通知が必要な工作物に該当します。当該事業の施行に伴い発生する周辺の土地の形質の変更等についても、規模により通知が必要です。
2-8	河川等の河床掘削は通知が必要か。	水面下の行為は通知不要です。
2-9	アンダーパス等の掘りこみの道路擁壁は通知が必要か。	規則で定める通知が必要な工作物（擁壁）のため、通知が必要です。

2-10	擁壁はコンクリート製のもののみ対象となるのか。	コンクリート製以外の擁壁も対象です。
2-11	擁壁を設置する場合、行為の対象範囲は事業全体となるのか。	通知が必要な行為が工作物のみの場合は、工作物（擁壁）を設置する部分のみが通知の対象です。 工作物の設置に伴い通知対象となる規模の土地の形質の変更等が発生する場合は、擁壁の設置を含む事業全体が通知の対象です。
2-12	応急措置とは、仮工事のことを指すのか、本工事のことを指すのか。	景観法第16条第7項第2号の「非常災害のための応急措置として行う行為」は、仮工事を指します。 なお、「三重県景観計画に基づく公共事業等に係る通知取扱要綱」で、災害対策基本法に規定する事業は、本工事も通知は不要です。
2-13	三重県景観計画に基づく公共事業等に係る通知取扱要綱第6条第5号にあたらぬ、県独自で行う災害復旧のための事業は通知が必要か。	景観法第16条第7項第2号の「非常災害のための必要な応急措置として行う行為」に該当するのは、通知は不要です。
2-14	ほ場整備事業における農道や水路の法面は、土地の形質の変更の通知が必要となるかどうかの判断となる面積に入れるのか。また、個人の田の法面はどうか。	農道や水路の法面の面積は、土地の形質の変更の場合の法面の面積に含めますが、個人所有の田の畦畔（けいはん）は法面面積に含めません。
2-15	床面積10㎡以下の建築物の増築は、通知不要ということだが、10㎡を超え、1,000㎡以下の増築の場合は通知が必要か。	増築後の建築物全体の規模が、1,000㎡を超える場合は通知が必要です。
2-16	床面積10㎡以下の建築物の増築は、通知不要ということだが、例えば床面積15㎡の増築は通知が必要か。	増築後の建築物全体の規模が通知対象規模となる場合は、通知が必要です。
2-17	吹き抜け部分を新たに床にする（増築）場合等、外観に変更のない増築（床面積の増）であっても通知が必要か。	外観に変更のない場合は、増築に係る床面積が10㎡を超えていても通知は不要です。
2-18	別棟で増築する場合は通知が必要か。	通知対象となる建築物は、建築物の棟単位で判断するため、別棟となる建築物の高さや建築面積で判断します。
2-19	公共の建築物の維持修繕は、通知は不要か。	維持修繕であっても、「建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩に変更」に該当する場合は、通知が必要です。

2-20	外壁を同色で塗り直す場合、塗料は異なっても通知は不要か。	同色で塗り直す場合、塗料が異なっても色彩の変更には該当しないため、通知は不要です。
2-21	発生残土を同事業地内に堆積する場合、通知は必要か。	事業地内での堆積の場合は、堆積する日数が90日以上であっても通知は不要です。
2-22	発生残土を事業地外へ搬出する場合、搬出先での通知が必要か。	<p>搬出先での行為（土地の形質の変更、土石の堆積等）が通知又は届出が必要な規模であれば、通知又は届出が必要となります。</p> <p>例1：他の公共事業へと流用するため、仮置きする場合、土石の堆積等として計画した者から通知が必要です。</p> <p>例2：他の公共事業等へ直接流用する場合、流用する公共事業等を計画した者から通知が必要です。</p> <p>例3：民間工事等へ流用する場合、その工事等を計画した者から届出が必要です。</p>
2-23	発生残土を業者が自由処分又は指定地処分する場合で、民間の土地の土盛りに使用する場合は通知が必要か。	<p>搬出先での行為（土地の形質の変更、土石の堆積等）については、通知又は届出が必要な規模であれば、その行為を計画した者から通知又は届出を行う必要があります。</p> <p>民間の土地の土盛りに使用する場合、その土盛りを計画した者（民間業者もしくは土地所有者）からの届出が必要です。</p>
2-24	河川等の護岸の高さはどこからの高さか。	平均水位から上の部分が擁壁の高さとなります。
2-25	擁壁について、長さ10mを超えるがそのうち高さ5mを超える区間が10mに満たないものは通知が必要か。	通知は不要です。
2-26	砂防事業における砂防ダムの前庭保護工は砂防ダムの一部となるのか。また、床固め工は通知対象となるか。	<p>前庭保護工は砂防ダムの一部と考えられるため、通知対象の工作物とはなりません。</p> <p>床固めは堰堤となるため、通知対象の工作物とはなりません。</p>
2-27	吹付法砕工や吹付工は擁壁とみなすのか。	<p>規則で定める通知が必要な工作物（擁壁）には該当しません。</p> <p>※「開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更」行為にあたるため、通知対象の規模を超えるものは通知が必要です。</p>
2-28	斜面を切り盛りせずに、法面工のみを施工する場合は通知が必要か。	「開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更」に当たるため、通知対象の規模を超えるものは通知が必要です。

2-29	道路事業における現道拡幅、窪地への盛土は通知が必要か。	「開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更」において、行為に伴い生じる法面の面積、もしくは擁壁・法面の高さで判断します。 法面もしくは擁壁が伴わない現道拡幅や窪地への盛土であれば、通知は不要です。
2-30	台風等の豪雨により砂防ダムや沈殿池に滞積した土砂を撤去する行為は通知が必要か。	「原形復旧」にあたるため、通知は不要です。
2-31	土羽斜面を原形復旧する維持修繕的な行為は通知が必要か。	土羽斜面を土身で、形状も変更しない場合は、「原形復旧」にあたるため、通知は不要です。
2-32	木の伐採は通知が必要か。	通知対象の行為には該当しないため、通知の必要は不要です。
2-33	既存のコンクリート擁壁の前面からアンカー等を施工する場合、通知が必要か。	工作物の外観を変更することとなる修繕とみなし、行為に係る面積（アンカーの頭部など）が10㎡を超える場合は、通知が必要です。
2-34	道路に架かる歩道橋は通知が必要か。	橋梁であり、規則で定める通知が必要な工作物ではないため、通知は不要です。
2-35	河川と市道など各施設管理者で費用負担を行い工事を行う場合は誰が通知を行うのか。	工事を行う施設管理者が通知者となります。
2-36	設計が完了していない隣接工区(施設)がある場合、通知はどのようにすべきか。	隣接工区（施設）が同一事業となるのであれば、詳細設計が終わった時点で変更通知を行ってください。別事業もしくは別工区（2期工区）等と判断するのであれば、別途、通知の事務の手続をしてください。
2-37	落石防止網は通知対象行為か。	切土を行わず木竹を伐採した後、落石防止網を設置する事業は、通知対象外です。
2-38	保安林内で行う治山事業は通知対象行為か。	森林法第34条第2項による知事の許可（保安林内作業許可）を受けて行う行為は通知対象外です。 しかしながら、「国又は都道府県が保安施設事業（治山事業）を実施する場合は、森林法施行規則第22条の11第1項第1号により「知事の許可を要しない」とされていますが、保安林内で行う治山事業は、森林法第34条第2項による知事の許可（保安林内作業許可）を受けたものと同等の事業が実施されると認められることから、通知対象外です。

2-39	土地の形質の変更とはどのような行為か。	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘など、切土、盛土を行うことにより、行為の前と後で物理的形狀を変更する行為が該当します。 また、土地の形状に変更はなくともコンクリート吹付工等により、土砂からコンクリート等へ質が変更する行為も該当します。
2-40	擁壁と法面はそれぞれ高さ5 m以下であるが、二つをあわせると5 mを超える場合は通知対象行為か。	擁壁の高さは5 m以下であることから工作物として通知対象行為には該当しませんが、擁壁と法面を合わせた高さが5 mを超えるので、その他土地の形質の変更に該当します。
2-41	擁壁の上部や法面の肩に設置する防護柵(ガードレール)等は高さに含まれるか。	防護柵等(ガードレール)は高さに含まれません。
2-42	擁壁の上部に、防護柵(ガードレール)等のコンクリート基礎ブロックを設置する場合、基礎ブロックの高さは擁壁の高さに含まれるか。	防護柵(ガードレール)等のコンクリート基礎ブロックは高さに含まれません。
2-43	擁壁や法面の途中で小段や道路を設ける場合、どこの高さで判断するのか。	全ての擁壁や法面の地盤面から最上段までの高さで判断します。
2-44	天然記念物ネコギギに対して、文化財保護法第125条第1項に基づく現状変更の手続きを行うが、通知の対象外となる行為の「法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為等」に該当するか。	該当します。
2-45	ふとんかご、かごマット等は通知対象行為か。	土地の形質の変更に当たるため、通知対象の規模を超えるものは通知が必要です。
2-46	土砂の堆積について、一つの敷地に3つの山ができるようなケースの取り扱いはどうなるのか。	敷地ごとに1件としています。
2-47	国立公園又は国定公園内で行う事業については、環境省と協議を行った場合でも通知が必要か。	国立公園又は国定公園の区域内において、自然公園法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項による許可を受けて行う行為に該当するのであれば通知は不要です(三重県景観規則第5条第二号)。これによらない行為は、通知の対象となる場合がありますので、個別ご相談ください。
2-48	県が民間事業者から工作物等を引き継いで管理している場合、着色してある工作物等の色彩を変える場合は、届出ではなく通知でよいか。	現在三重県で管理している工作物は通知対象となります。

2-49	ガードレールの色について、こげ茶色より白色の方が危険防止の点から見やすくよい場所もあるとの意見もある。どう判断すればよいか。	三重県公共事業等景観形成ガイドラインでは、「安全確保を基本とし、代替策も含めて必要性を十分に検討のうえ、設置する場合は、周辺環境に調和するような形状、素材、色彩等の工夫に努めること。」としています。 現場条件や地元の要望などをふまえ事業施行者で判断することとなります。
2-50	工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為にかかる面積10㎡以下のものは通知対象外となるが、この行為にかかる面積とはどのように判断するのか。	工作物を四面から見て、各面の変更面積の合計が10㎡を超えるか否かで判断します。
受付審査		
3-1	県の道路事業の場合、通知は道路管理者である三重県知事から、景観行政団体の長である三重県知事に通知を行うことになるのか。また、その旨を通知者欄に表示する必要はあるのか。	県が行う道路事業の場合は、道路管理者である三重県知事から、景観行政団体の長である三重県知事に通知を行うこととなります。 通知書へのその旨の表示は不要です。 通知者：三重県知事、宛先：三重県知事
3-2	届出は、届出後30日間は着工できないことになっているが、通知の場合通知書の提出後すぐに着工しても良いのか。	通知後すぐに着工しても景観法では違反になりませんが、審査の結果を通知しますので、その内容にご留意ください。
3-3	提出した通知書の審査結果通知は、どのくらいの期間でもらえるのか。	原則30日以内に審査結果を通知することとしていますが、可能な限り速やかに審査結果を通知したいと考えています。
3-4	通知を提出する時期は、いつごろが適当か。	通知内容について協議ができるという趣旨から、詳細設計が完了するまでに通知していただくのが適切だと考えています。
3-5	対象行為毎に通知書を提出するのでは業務量が多くなる。まとめて提出してもよいのか。	全体計画、認可単位等でまとめて提出することも可能です。 別事業であっても、区域が隣接していたり、同一路線の工事等の場合は、まとめて提出していただくことも可能です。
3-6	通知した内容について、審査の結果、大幅な変更を求められることはあるのか。	通知の対象である公共事業については、景観に配慮して計画されるものと考えており、大幅な変更が生じることはないと思われます。
3-7	事業により、河川法、砂防法等その他の許認可も必要となる場合があるが、どちらを先に手続きすれば良いのか。	どちらが先ということはありませんが、景観法の協議内容が反映できるよう時期を調整してください。
3-8	対象行為に変更が生じ、変更通知を行った場合の審査も30日程度かかるのか。	変更の内容によりますので、早めにご相談ください。

3-9	建築物の色彩等については、設計の段階ではなく、工事途中で決定することが多い。通知書にマンセル値等を記入する必要があるが、どのように対応すれば良いのか。	通知書にはマンセル値等の記入が必要です。工事途中で色彩に変更が生じた場合は、変更通知の手続きを行ってください。
3-10	色彩等が変更となった場合の変更通知を必要としない許容範囲の基準はあるのか。	許容範囲の基準は設けていません。個別にご相談をお願いします。
3-11	変更通知を必要としない規模等の許容範囲について、教えてほしい。（少しの面積変更でも必要なのか）	変更通知を必要としない許容範囲については基準を定めていません。変更が生じた場合には個別にご相談をお願いします。
3-12	概略設計時には縮尺100分の1は出せない。通常2500分の1か5000分の1である。	当該規模に応じて、適切な縮尺の図面としてください。
3-13	通知書の別紙「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄は、必ず記入が必要か。	「景観形成基準チェックシート」に記載した具体的な配慮又は工夫の内容を参考に記入してください。
3-14	完了検査はしないのか。	完了検査は行いません。
3-15	「行為の完了予定年月日」に変更があった場合、変更通知は必要か。	要綱第3条第2号の「対象事業の位置、区域、規模、施工方法その他の計画の変更」に該当しないことから、変更通知の必要ありません。
3-16	設計事務所やコンサルタント等は代理人として通知書の作成業務を行うことができるか。	設計事務所やコンサルタント等が代理人となり、通知に関する業務を行うことは可能です。その場合は、発注者から当該業務に関する委任状が必要となります。
その他		
4-1	景観行政団体になっている10市の景観計画区域内で事業を実施する場合、どのような手続きが必要になるのか。	実施する事業が各景観行政団体の通知対象行為に該当する場合は、それぞれの市町へ通知が必要になります。
4-2	通知を怠ったことに対する罰則はあるのか。	罰則はありませんが、景観法で通知が義務付けられています。
4-3	景観検討システムで検討を行った事業も、通知が必要か。	景観検討システムと、通知制度は別体系の制度のため、景観検討システムで検討を行った事業でも、通知対象行為であれば、通知は必要となります。

公共施設等の色彩検討（三重県景観色彩ガイドラインより抜粋）

まち並みや自然景観の中では、公共施設等の色彩も重要な役割を果たしています。

例えば、まち並みは道路を中心に形成されているため、沿道の建築物等の色色彩だけではなく、道路空間の色彩が重要なポイントとなります。また、橋梁や樋門といった土木構造物は、その規模が大きいため、周辺の自然景観等に大きな影響を与えるため、周辺との調和に充分配慮した色彩が求められます。

このように、公共施設等の色彩は景観に大きな影響を与えます。このため、公共施設等の整備にあたっては、十分に色彩計画を検討し、地域の景観づくりを先導するような整備が求められます。

基本的な考え方

●親しみの感じられる色彩を基本に考えます。

公共施設等は、不特定多数の人が利用するものです。このため、人によって極端な好き嫌いが生じるような色彩や全く馴染みのない色彩を用いることは避けた方がよいでしょう。

周辺の景観と調和を図りながら、地域固有の自然や歴史などを考慮し、多くの人々が親しみや愛着を感じられるような色彩とします。

●普遍性、持続性のある品格のある色彩とします。

公共施設等は、まちの基盤となる施設として長期間同じ場所に存在し続けるものです。このため、一過性の流行にとらわれず、普遍性や持続性のある、飽きのこない色彩とすることが大切です。

地域のシンボルや安らぎ、憩いの場にふさわしい、品格のある配色とする必要があります。

●トータルデザインの中で色彩を考えます。

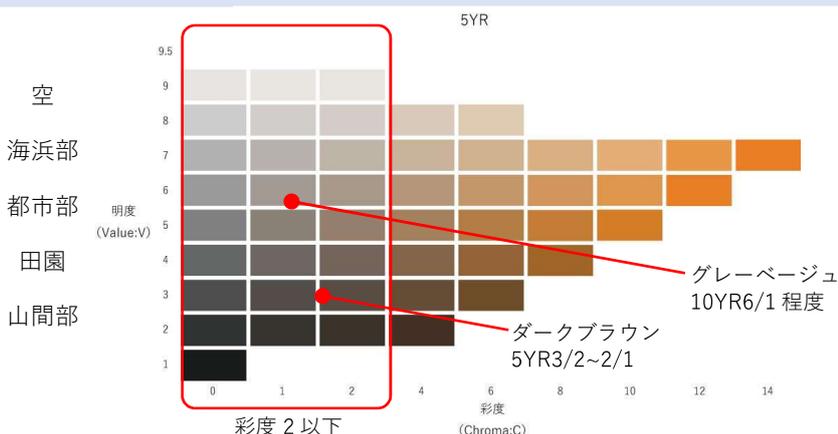
色彩だけでなく、形態、素材も含めたトータルデザインの中で考えていくことが大切です。色彩だけでは、おのずと限界があり、形態における工夫や素材感との一体性によって、色彩の効果も高まります。

●関係機関との調整を行い、色彩を選定します。

色彩を選定するにあたり、担当者の主観に偏重せず、行政内部のみならず他の行政機関、事業者、地域住民などとも連携を図っていくことが大切です。

また、今後の適切な維持管理のためにも、色彩選定の根拠を明らかにしておく必要があります。

色彩検討の目安



- ・ YR系かGY系で彩度2以下
- ・ 規模の大きいものは彩度1以下
- ・ 背景が森林なら明度3以下、田畑や市街地なら3~6程度

歴史的建築物等の周辺での配慮

歴史的建築物等の周辺では、その雰囲気を変えないように色彩にも配慮が必要です。

ただし、同じ色を用いても素材が異なる場合、受ける印象が変わり違和感を感じさせる場合もあります。このため、安易に色だけを真似しないように配慮が必要です。



旧諸戸家（桑名市）



高田本山専修寺（津市）

眺望景観への配慮

眺望景観は、三重県の大きな魅力となっており、視対象の保全や視対象周辺の景観に配慮することが必要です。眺望景観を保全していくためには、遠方から、または上空から眺められることを意識し、色彩配慮していくことが必要です。



横山展望台からの眺望（志摩市）



天狗倉山からの眺望（尾鷲市）

道路付属物に推奨される色

色彩名	マンセル値	長所	短所
ダークグレー	10YR3/0.2	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を選ばない（汎用性が高い） ・歴史的な街並みと調和しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・塗装面が大きいと重たい印象となることがある
ダークブラウン	10YR2/1	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を選ばない（汎用性が高い） ・樹林地等のやや閉鎖的な自然景観のなかで道路付属物の存在感を主張しすぎない ・歴史的な街並みと調和しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・塗装面が大きいと重たい印象となることがある ・彩度は低いですが赤の色味があるため、経年変化による退色で赤味が浮き上がる場合がある
オフグレー	5Y7/0.5	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺が比較的明るい色彩を基調とする地域の景観と調和しやすい ・明度が高いため、連続する道路付属物等においては、視線誘導効果が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・うっそうとした樹林地や閉鎖的な沿道空間においては、塗装面が大きいと目立ちすぎる場合がある ・明度が高いため、夜間景観においては光を反射して必要以上に目立つ場合がある
グレーベージュ	10YR6/1	<ul style="list-style-type: none"> ・開放的で明るい色彩を基調とする地域の景観と調和しやすい ・明度が高いため、連続する道路付属物等においては、視線誘導効果が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・うっそうとした樹林地や閉鎖的な沿道空間においては、塗装面が大きいと目立ちすぎる場合がある ・明度が高いため、夜間景観においては光を反射して必要以上に目立つ場合がある

用語の定義

○建築物

建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいいます。

○煙突

土地に独立して造られる煙突をいいます。建築物に設けられる煙突は建築設備に該当し、建築物に含まれます。

○架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

送電のための電線路、有線電気通信のための電話線路等の柱状の工作物が該当します。

○鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

防災無線基地局、電波塔、風力発電施設等の柱状の工作物が該当します。

○装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）

オブジェ、宗教的なシンボル等が該当します。また、屋外広告物を掲出する物件とは、主として屋外広告物を設置する目的で設置する工作物のことをいいます。

○高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

その他これらに類するものとして、飼料、肥料、穀物、セメント、石油、ガスなどの貯蔵施設が該当します。また、建築物に設けられる高架水槽等は建築設備に該当し、建築物に含まれます。

○擁壁、さく、塀

擁壁とは、建築基準法施行令138条第1項第5号に該当するものをいいます。さく、塀とは、建築物のない土地に造られるさく、塀をいい、建築物の敷地に造られるものは、建築物に含まれます。

○ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設

建築基準法施行令第138条第2項第2号及び第3号で規定する遊戯施設が該当します。

○アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する工作物

建築基準法別表第2(ぬ)項第3号(13)、(13の2)、(る)項第1号(21)の用途に供するものをいいます。

○自動車車庫の用途に供する工作物

建築物に該当しない機械式駐車装置が該当します。

○汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

建築物に該当しないもので、建築基準法施行令第130条の2の2各号に掲げる用途に供するもの（建築基準法施行令第130条の2の3各号のいずれかに該当するものを除く）が該当します。

○新築

敷地に新たに建築物を造ることをいいます。

○新設

敷地に新たに工作物を造ることをいいます。

○増築

敷地内の既存の建築物の延べ面積を増やすことをいいます。

○改築

従前の建築物等を除却し、これと用途、規模、構造が著しく異なるものを造ることをいいます。

○移転

同一の敷地内において建築物等の位置を移動することをいいます。

○修繕

既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事のことをいいます。なお、外観の変更を伴わない修繕については、届出不要です。

○模様替

既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なる工事のことをいいます。なお、外観の変更を伴わない模様替については、届出不要です。

○建築面積

建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。(建築基準法施行令第2条第1項第2号)

○築造面積

工作物の水平投影面積のことをいいます。(建築基準法施行令第2条第1項第5号)

○高さ

建築物については、地盤面からの高さをいいます(建築基準法施行令第2条第1項第6号)。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは、当該建築物の高さに算入しません。また、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しません。

なお、工作物については、建築物の高さに準じます。

○開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいいます。

○廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいいます。

○再生資源

資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいいます。

三重県景観づくり条例

(平成十九年十月二十日三重県条例第六十六号)

(目的)

第一条 この条例は、景観づくりに関し、県及び県民等の責務並びに県と市町との連携を明らかにするとともに、基本となる事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、新たなまちづくり活動等を通じて潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 景観づくり 地域の個性及び特色をいかした良好な景観を保全し、整備し、又は創出することをいう。
- 二 県民等 県民及び事業者をいう。
- 三 新たなまちづくり活動等 地域が主体的に取り組む景観に重点を置いたまちづくり活動その他景観づくりに取り組む活動をいう。
- 四 景観行政団体 景観法（平成十六年法律第十号。以下「法」という。）第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。
- 五 景観計画 法第八条第一項に規定する景観計画をいう。

(責務)

第三条 県は、市町と連携し、広域的な見地から景観づくりに関する施策を実施するものとする。

2 県は、景観行政の中心的な役割を担う市町が、景観行政団体として景観づくりに関する施策を実施できるよう情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

3 県民等は、景観づくりに関する理解を深め、自ら景観づくりを実践するとともに、県又は市町が実施する景観づくりに関する施策に協力するものとする。

(景観計画)

第四条 知事は、県内の景観づくりを推進するため、法第二条に規定する基本理念にのっとり景観計画を定めるものとする。

2 景観計画においては、法第八条第二項各号の規定によるほか、県、市町及び県民等の役割、県が推進する景観づくりに関する施策その他必要な事項を定めるものと

する。

(策定の手続)

第五条 知事は、景観計画を定めようとするときは、三重県景観審議会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするとき（規則で定める軽微な変更を除く。）も同様とする。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第六条 知事は、法第十四条第一項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる区域の市町長の意見を聴くとともに、三重県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(届出があった場合の市町長の意見)

第七条 知事は、法第十六条第一項又は第二項の規定による届出があった場合は、当該届出に係る行為が行われる区域の市町長の意見を聴くものとする。この場合において、市町長は、当該届出に係る行為に関し、景観づくりの推進の見地から知事に意見を述べることができる。

(届出を要する行為等)

第八条 法第十六条第一項第四号の条例で定める届出（同条第五項の規定による通知を含む。以下この条において同じ。）を要する行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 二 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第三項第二号において同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。第三項第二号において同じ。）その他の物件の堆（たい）積
- 2 前項に規定する行為に係る届出は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。
- 3 法第十六条第七項第十一号の条例で定める届出を要しない行為は、次に掲げる行為とする。
 - 一 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外

観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

二 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積でその期間が九十日を超えて継続しないもの

三 法令(条例を含む。)の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているものとして規則で定めるもの

四 法第十六条第一項各号の規定による届出を要する行為(同項第二号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。)で、規則で定める規模以下のもの

五 規則で定める工作物に係る行為

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(勧告の手続等)

第九条 知事は、法第十六条第三項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、三重県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるとともに、三重県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

第十条 法第十七条第一項の条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(変更命令等の手続)

第十一条 知事は、法第十七条第一項又は第五項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、三重県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の着手制限の期間の短縮)

第十二条 知事は、法第十八条第二項の規定により同条第

一項に規定する期間を短縮するときは、法第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

(三重県景観審議会)

第十三条 この条例の規定により定められた事項及び景観づくりに関する重要事項について調査審議するため、知事の附属機関として、三重県景観審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員十三人以内で組織し、男女いずれかの委員の割合は、十分の四を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

3 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

7 審議会は、第九条及び第十一条の規定については、これらを専門に調査審議する部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

8 審議会及び部会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条から第十二条まで及び第十三条第七項の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

三重県景観規則（抄）

（平成十九年十二月二十一日三重県規則第六十八号）

最終改正

令和二年十二月二十五日三重県規則第九十六号

（趣旨）

第一条 この規則は、景観法（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成十六年国土交通省令第百号。以下「省令」という。）及び三重県景観づくり条例（平成十九年三重県条例第六十六号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（軽微な変更）

第二条 条例第五条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 法第八条第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項の変更
- 二 景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める変更

（届出書）

第三条 省令第一条第一項及び条例第八条第二項に規定する届出は、様式第一号の景観計画区域内における行為の届出書によるものとする。

（届出書に添付する図書）

第四条 条例第八条第二項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、知事が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

- 一 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの
- 二 行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- 三 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号。以下この条及び第六条において「政令」という。）第四条第一号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）にあつては、設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

四 政令第四条第一号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採に限る。）にあつては、次に掲げる図書

イ 採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

ロ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

五 政令第四条第四号に掲げる行為にあつては、堆積する場所及び方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

六 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

（許可等を受けて行う行為等）

第五条 条例第八条第三項第三号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項又は第三十四条第二項の規定により許可を受けて行う行為

二 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十条第一項から第三項まで若しくは第十六条第一項から第三項までの規定に基づく公園事業の執行、同法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の規定により許可を受けて行う行為又は同法第六十八条第一項の規定による協議に係る行為

三 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の規定により認可を受け、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十五条の許可を受けて行う行為又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項若しくは第五条第一項の規定により許可を受けて行う行為（仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する場合に限る。）

四 三重県立自然公園条例（昭和三十三年三重県条例第二号）第九条第一項から第三項までの規定に基づく公園事業の執行又は同条例第十六条第四項の規定により許可を受けて行う行為

五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条第一項の規定により市町の条例で定める風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）第三条第一項の規定により許可を受けて行う行為、同条第二項の規定による協議に係る行為又は同条第三項の規定による通知に係る行為

六 尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例（平成十

四年尾鷲市条例第三十九号) 第八条第一項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第九条第一項の規定により届け出て行う行為

七 熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例(平成十七年熊野市条例第百六十一号) 第八条第一項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第九条第一項の規定により届け出て行う行為

八 大紀町熊野参詣道伊勢路景観保護条例(平成十七年大紀町条例第八十六号) 第八条第一項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第九条第一項の規定により届け出て行う行為

九 紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例(平成十七年紀北町条例第百七十四号) 第九条第一項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第十条第一項の規定により届け出て行う行為

十 御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例(平成十四年御浜町条例第十四号) 第八条第一項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第九条第一項の規定により届け出て行う行為

(届出を要しない行為の規模等)

第六条 条例第八条第三項第四号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

一 煙突(支柱及び支線があるものについては、これらを含む。) その他これに類するもの

二 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

三 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(前号に掲げるものを除く。)

四 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)

五 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

六 擁壁、柵又は塀

七 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設

八 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

九 自動車車庫の用途に供するもの

十 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの

十一 太陽光発電施設(建築物と一体となって設置されるものを含む。)

2 条例第八条第三項第四号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるもの

とする。ただし、条例第四条の景観計画における熊野川流域に関する景観計画の区域(次条第二項第二号において「熊野川流域景観計画の区域」という。)においては、第一号から第九号までの規定は適用しない。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該建築物の高さ(地盤面からの高さという。第六号を除き、以下この項において同じ。)十三メートル以下で、かつ、建築面積千平方メートル以下のもの

二 前項第一号、第三号から第五号まで又は第七号に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下この項において「建設等」という。) 当該工作物の高さ十三メートル以下のもの

三 前項第二号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さ三十メートル以下のもの

四 前項第六号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さ五メートル以下又は長さ十メートル以下のもの

五 前項第八号から第十号までに掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さ十三メートル以下で、かつ、築造面積千平方メートル以下のもの

六 前項第一号から第十号までに掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの 建築物の上端から当該工作物の上端までの高さ五メートル以下又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ十三メートル以下(前項第二号に掲げるものにあつては三十メートル以下)のもの

七 前項第十一号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さ十三メートル以下(建築物と一体となって設置されるものにあつては、建築物の上端から当該工作物の上端までの高さ五メートル以下又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ十三メートル以下)で、かつ、太陽電池モジュールの合計面積千平方メートル以下のもの(同一敷地、一団の土地又は同一水面に設置するものについては、一の施設とみなす。)

八 法第十六条第一項第三号及び政令第四条第一号に掲げる行為 行為に係る土地の面積三千平方メートル以下で、かつ、行為に伴い生ずる擁壁又は法面の^{のり}高さが五メートル以下又は長さ十メートル以下のもの

九 政令第四条第四号に掲げる行為 行為に係る土地の面積三千平方メートル以下で、かつ、高さが五メートル以下のもの

- 十 建築物の増築又は改築 行為に係る床面積が十平方メートル以下のもの又は外観を変更することとならないもの
- 十一 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 行為に係る面積が十平方メートル以下のもの
- 十二 工作物の増築又は改築 行為に係る築造面積が十平方メートル以下のもの
- 十三 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 行為に係る面積が十平方メートル以下のもの

(届出を要しない行為)

- 第七条 条例第八条第三項第五号の規定により規則で定める届出を要しない工作物は、前条第一項各号に定める工作物以外の工作物とする。
- 2 条例第八条第三項第六号の規定により規則で定める届出を要しない行為は、次に掲げるものとする。
- 一 国の機関又は地方公共団体が行う行為で知事が別に定めるもの
 - 二 熊野川流域景観計画の区域において行う行為のうち、法第八条第四項第二号イの規定により知事が定める色彩の制限の範囲内における色彩の変更
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が良好な景観づくりに支障を及ぼさないと認める行為

(変更届出書)

第八条 法第十六条第二項の規定による届出は、様式第二号の景観計画区域内における行為の変更届出書により行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第九条 法第十六条第五項後段の規定による通知は、様式第三号の景観計画区域内における行為の通知書により行うものとする。

(身分証明書)

第十条 法第十七条第八項に規定する身分を示す証明書は、様式第四号によるものとする。

(勧告等による公表)

- 第十一条 条例第九条第二項の規定による公表は、三重県公報への登載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者の

住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

- 二 勧告に従わない旨の事実
- 三 勧告の内容
- 四 その他知事が必要と認める事項

(書類の提出部数)

第十二条 法、省令、条例又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類の部数は、法第十六条第一項又は第二項の規定により提出する場合にあっては正本一部及び副本二部とし、その他のものにあっては知事が別に定める部数とする。

附則（平成二十七年一月九日 三重県規則第一号）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 三重県風致地区における建築物の規制に関する条例を廃止する条例（平成二十五年三重県条例第五十八号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる行為の許可の申請に係る行為及び行為の許可を受けた行為（行為の許可の申請に係る行為にあっては、同条例の施行の日後に許可を受けたものに限る。）については、第五条中第五号を削り、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる改正規定は適用しない。

様式（略）

三重県景観計画
通知の手引き

2023年6月

三重県 県土整備部 都市政策課

TEL 059-224-2748

FAX 059-224-3270

〒514-8570 三重県津市広明町13